

## 東京都による積立金への助成について

- 東京都は、配合飼料価格が高騰していることから、畜産経営者の皆様が負担している積立金の4/5の助成を実施します。
- 今年度も、**全国農業協同組合連合会東京都本部**と**東京都酪農業協同組合**のご協力により、皆様方に助成金をお支払いすることになりました。
- 積立金への助成を希望される場合には、下記の連絡先へのご連絡が**必要**です。**令和5年6月30日まで**にご連絡ください。

### お問い合わせ先

東京都酪農業同組合の組合員の方

個別のご連絡は**不要**です。

詳細については組合にお問い合わせください。

上記以外の方

東京都産業労働局農林水産部農業振興課畜産振興担当

電話番号 (03) 5320-4843

電子メール S0000487@section.metro.tokyo.jp

※電話でのご連絡は 平日の9:00~12:00 13:00~17:00 に  
電子メールでのご連絡の場合はお名前とご連絡先電話番号  
を記入の上担当者宛てにお送りください。

## 配合飼料価格高騰緊急対策 一問一答

助成対象者は？

○令和5年4月1日現在、配合飼料価格安定制度に加入している東京都在住で、東京都とその隣接県内に飼育場所を有する畜産経営者としています。

助成額は？

○令和5年度積立金(600円/t)の4/5以内となります。

発動の条件は？

○その四半期の「基準輸入原料価格※」が平成26年度から令和3年度までの「基準輸入原料価格」の最高値を上回った場合となります。

※基準輸入原料価格＝原料5品目（とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦）の直前1年間の平均輸入原料価格。ただし、第4四半期については、直前4四半期の平均輸入原料価格の単純平均を用います。

助成を受けるための必要書類は？

○基金団体への積立金の納入が確認できる書面の写しが必要です。

助成の方法は？

○ご希望の金融機関の口座への振り込みでお支払いします。

助成の時期は？

○助成金をお支払いいただく団体にお任せしています。ただし、発動の条件を満たすか否かの判断は、その四半期が終わった翌月の半ば以降にしかできませんので（第4四半期分は第3四半期分と同時に判断）早くてもそれ以降となります。

### 注意事項

○本事業で収集した個人情報には本事業を実施する以外に使用することはありませんが、助成金をお支払いいただく団体にはお伝えしなければなりませんので、予めご了承ください。